



2021年度(令和3年度)任意継続被保険者に係る標準報酬月額(上限)及び保険料の件

標件について、2021年度(令和3年度)、退職時に任意継続を希望される被保険者の標準報酬月額(上限)を下記のとおり決定したので、お知らせいたします。

2021年度保険料は2020年度と変更がなく、一般・介護保険料率の合計が103.2%となります。2021年度の等級は25等級に変更となります。ご承知おき願います。

記

1. 保険料内訳

項目	2021年度	2020年度
1. 等級	25等級	26等級
2. 標準報酬月額 (標準月額範囲)	360,000円 (350,000~369,999)	380,000円 (370,000~394,999)
3. 一般保険料(A) (内 調整保険料)	31,032円 (468円)	32,756円 (494円)
4. 介護保険料(B)	6,120円	6,460円
合計(A+B)	37,152円	39,216円
料率(一般+介護)	103.2/1000	103.2/1000
平均標準報酬月額	367,173円	386,349円

- (1) 保料率 一般保険料率:86.2/1000、介護保険料率:17.0/1000
(2021年2月18日開催第155回組合会にて承認済)
- (2) 平均標準報酬月額は前年9月30日時点の全加入員平均標準報酬額を適用
(健康保険法 第47条の2にて規定)
- (3) 上記(2)により標準報酬月額(標準月額範囲)が変更となり、360千円(25等級)となります。

2. 適用期間

2021年4月1日 ~ 2022年3月31日

3. 徴収保険料

- ① 支払保険料は標準報酬月額×103.2%で計算しますが、保険料上限は、37,152円となります。昨年度任意継続被保険者の資格を取得した方の保険料上限も変更となります。
- ② 退職時の標準報酬月額が25等級未満(350,000円未満)の被保険者は、従来どおり退職時の標準報酬月額になります。
- ③ 保険料は、退職時の標準報酬月額が2年間適用されます。

以上